

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
がと日、
かると日、
当たると日)

目 次

- ◇ 告 示 健康保険法による保険医の登録
国民健康保険法による保険医とみなされるもの
土地改良事業計画等の認可
- ◇ 公安規則 風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告 昭和四十四年度上期高圧ガス作業主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十四年三月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年三月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医 一、四一四	佐々木 宏 之	昭和四十四年二月十七日
一、四一五	白 井 逸 枝	〃
一、四一六	中 尾 召 三	二十日

鳥取県告示第四百四十八号

昭和四十三年十一月二十五日付けで倉吉市福守五百五十五番地前田清蔵ほか十五人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
佐々木 宏 之	鳥取市大塚町十七 北垣胃腸科病院宿舍内	鳥医 一、四一四	昭和四十四年二月十七日
白井逸枝	鳥取市西町一丁目二三	鳥医 一、四一五	昭和四十四年二月十七日

五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年三月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一、縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公安委員会規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月四日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

鳥取県公安委員会規則第三号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

射的 玉一個につき五円以下

を

射的 一回につき五十円以下

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和44年度上期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和44年3月4日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	試験の時間
丙種化学主任者	高圧ガス取締法に係る法令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に係る法令	9時30分から10時30分まで
免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	10時40分から12時10分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	13時から15時まで
第三種冷凍機械主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から10時50分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10時40分から12時10分まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和44年5月25日
- (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備えてある所定の用紙を用いること。

(3) 写真1枚

手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを受験願書の写真欄にはりつけること。

4 手数料及びその納付方法

- (1) 手数料 700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。この場合消印しないこと。

5 受験願書の提出期間

昭和44年3月25日から4月25日まで

6 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

7 その他

- (1) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (2) その他不明な点は、鳥取県商工労働部商工振興課に問い合わせること。